

青森市環境審議会会則（案）について

青森市環境審議会の運営に必要な事項について会則を定めようとするもの。

青森市環境基本条例第 26 条の規定により、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとしており、以下のとおり、事務局から会則案として提案する。

青森市環境審議会会則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、青森市環境基本条例（令和七年青森市条例第二十九号）（以下「条例」という。）第二十六条の規定に基づき、青森市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第二条 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要な事項についてはこの限りでない。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和八年三月〇〇日から施行する。

※今後、環境行政を進める中で、会則の見直しが必要となった場合は、適宜、審議会にお諮りしていく。